

福井県報

号外第41号
平成30年
7月13日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

- ※福井県県税条例等の一部を改正する
条例(三一・税務課)……………一
- ※特定地域等の振興を促進するための
県税の課税の特例に関する条例の一
部を改正する条例(三三・同)……………四
- ※福井県核燃料税条例の一部を改正す
る条例(三三・同)……………六
- ※ふくい健康の森の設置および管理に
関する条例の一部を改正する条例(三
四・地域福祉課)……………七
- ※福井県病院事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例(三五・地
域医療課)……………九

本号で公布された 条例のあらまし

- ◇福井県県税条例等の一部を改正する条例(第三十一号 税務課)
 - 1 県たばこ税関係
 - (一) 税率を平成三十年十月一日から三段階で引き上げることとした。(第八十一条 関係)
 - (二) 加熱式たばこの課税方式について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直し、平成三十年十月一日から五年間かけて段階的に移行することとした。(第八十条関係)
 - 2 この条例は、次に定める日から施行することとした。
 - (一) 平成三十年十月一日、平成三十二年十月一日および平成三十三年十月一日
 - (二) 平成三十年十月一日、平成三十二年十月一日、平成三十三年十月一日および平成三十四年十月一日
- ◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(第三十二号 税務課)
 - 1 東京二十三区から本社機能を県内に移転する事業者を対象とした事業税および不動産取得税の不均一課税について、課税免除に見直すこととした。(第四条関係)

条 例

福井県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成三十年七月十三日
福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三十一号

福井県県税条例等の一部を改正する条例

(福井県県税条例の一部改正)

第一条 福井県県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の見出し中「納税義務者」を「納税義務者等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第七十九条の見出し中「消費等を」を「消費等」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第七十九条の二 特定加熱式たばこ喫煙用具(法第七十四条の三の二に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。以下この条および次条第三項第一号において同

じ。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。第八十条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「または金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第八条の二の三に定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇

五本に換算する方法
三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令第三十九条の九の二第四項に定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法
イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項または第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額および第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロおよび第四項の規定の例により算定した金額
第八十一条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二号 福井県税条例の一部を次のように改正する。
第八十条第三項各号列記以外の部分中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 福井県税条例の一部を次のように改正する。
第四十二条第一号口中「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人」を「投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。)」に、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)」に改める。
第四十六条第三項中「第七十二条の三十三第三項」を「七十二条の三十一第三項」に改める。
第八十条第三項各号列記以外の部分中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。
第八十一条中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四号 福井県税条例の一部を次のように改正する。
第八十条第三項各号列記以外の部分中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。
第八十一条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五号 福井県税条例の一部を次のように改正する。
第七十九条の二中「および次条第三項第一号」を削る。
第八十条第三項各号列記以外の部分中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数」を削る。

第六号 福井県税条例の一部を改正する。
第六条 福井県税条例等の一部を改正する。
附則
第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条および第六条ならびに附則第二条 平成三十年十月一日
二 第二条および附則第三条 平成三十一年十月一日
三 第三条(第四十二条および第四十六条の改正規定に限る。) 平成三十二年四月一日
四 第三条(第八十条および第八十一条の改正規定に限る。) および附則第四条 平成三十二年十月一日
五 第四条および附則第五条 平成三十三年十月一日
六 第五条および附則第六条 平成三十四年十月一日
(県たばこ税に関する経過措置)
第二条 別段の定めがあるものを除き、平成

投資法人をいう。)」に、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社」を「特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)」に改める。
第四十六条第三項中「第七十二条の三十三第三項」を「七十二条の三十一第三項」に改める。
第八十条第三項各号列記以外の部分中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。
第八十一条中「九百三十円」を「千円」に改める。

福井県税条例等の一部を改正する。
第六条 福井県税条例等の一部を改正する。
附則
第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条および第六条ならびに附則第二条 平成三十年十月一日
二 第二条および附則第三条 平成三十一年十月一日
三 第三条(第四十二条および第四十六条の改正規定に限る。) 平成三十二年四月一日
四 第三条(第八十条および第八十一条の改正規定に限る。) および附則第四条 平成三十二年十月一日
五 第四条および附則第五条 平成三十三年十月一日
六 第五条および附則第六条 平成三十四年十月一日
(県たばこ税に関する経過措置)
第二条 別段の定めがあるものを除き、平成

三十年十月一日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に福井県県税条例第七十八条第一項に規定する売渡しまたは同条第二項に規定する売渡しもしくは消費等(同条例第八十一条の二第一項第一号および第二号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第五条までにおいて「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(福井県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福井県条例第三十号)附則第五条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する福井県県税条例第七十八条第一項に規定する卸売販売業者等(以下この条から附則第五条までにおいて「卸売販売業者等」という。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本に

つき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(第一条の規定による改正後の福井県県税条例(以下「三十年条例」という。)第七十八条第三項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。

5 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、三十年条例の規定中県たばこ税に関する部分(三十年条例第八十条第一項、第八十一条、第八十一条の二、第八十一条の四、第八十一条の五および第八十一条の六の規定を除く。)を適用する。この場合において、三十年条例第八十条第二項中「前項」とあるのは「福井県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年福井県条例第三十一号。次項および第八十一条の十第一項において「平成三十年改正条例」という。)附則第二条第二項」と、同条第三

項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第二条第二項」と、同条例第八十一条の十第一項中「第八十一条の四第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第二条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十年十月三十一日」とする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福井県県税条例第八十一条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条第八十一条の四の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第三条 平成三十一年十月一日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法

等の一部を改正する法律附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。

5 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福井県県税条例（以下この項において「三十二年十月条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月条例第八十条第一項、第八十一条、第八十一条の二、第八十一条の四、第八十一条の五および第八十一条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、三十二年十月条例第八十条第二項中「前項」とあるのは「福井県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福井県条例第三十一号。次項および第八十一条の十第一項において「平成三十年改正条例」という。）（附則第四条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第四条第二項」と、同条第八十一条の十第一項中「第八十一条の四第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第四条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十二年十一月二日」とする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福井県県税条例第八十一条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条第八十一条の

四の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第五条 別段の定めがあるものを除き、平成三十三年十月一日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分および区分ごとの数量ならびに当該数量のうち売渡

し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。

5 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の福井県県税条例（以下この項において「三十三年条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年条例第八十条第一項、第八十一条、第八十一条の二、第八十一条の四、第八十一条の五および第八十一条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、三十三年条例第八十条第二項中「前項」とあるのは「福井県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福井県条例第三十一号。次項および第八十一条の十第一項において「平成三十年改正条例」という。）（附則第五条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五条第二項」と、同条第八十一条の十第一項中「第八十一条の四第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十三年十一月一日」とする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者

に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福井県県税条例第八十一条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条第八十一条の四の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六条 平成三十四年十月一日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三十二号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年福井県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第三条の五を削る。

第四条の見出し中「県税の」の下に「課税

免除または」を加え、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号ならびに第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施するものである場合にあつては」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項および次項において「特定業務施設整備計画」という。）」を「特定業務施設整備計画」に改め、「認定事業者」の下に「（同条第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）」を「特定業務施設」に、「減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者および同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この項において「特別償却設備」という。）」を「特別償却設備」に、「青色申告者（以下この項および次項において「特別償却設備設置者」という。）」を「特別償却設備設置者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成二十七年十月二日から平成三十二年

三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日まで

に同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者および同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一 事業税 当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年または当該日の属する事業年度以後三年以内に終了する事業年度について、当該各年または各事業年度の所得または収入金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれ当該区分に定める算式により計算した額の合算額に対するもの

イ 電気供給業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）
、ガス供給業または倉庫業に係る所得
または収入金額

本県において当該特別償却設備設置者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度	×	額	当該新設し、または増設した特別償却設備に係る固定資産の価額
または当該年に係る所			当該特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する

得または収入金額	事務所または事業所の固定資産の価額
ロ 鉄軌道事業に係る所得金額	当該新設し、または増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数
本県において当該特別償却設備設置者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得金額	× 当該特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数
ハ イおよびロ以外の業種に係る所得または収入金額	当該新設し、または増設した特別償却設備に係る従業者の数
本県において当該特別償却設備設置者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得または収入金額	× 当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数

二 不動産取得税 当該特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（平成二十七年十月二日以後の取得に限る）、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対するもの

第四条の二の次に次の一条を加える。

（課税免除の選択適用）

第四条の三 第三条の三、第三条の四または第四条第一項の規定については、課税免除の適用を受けようとする者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第四条第一項」を「第四条第一項もしくは第二項」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を

「第四条第一項もしくは第二項」に改め、同項第二号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号もしくは第二項第一号」に改め、同項第四号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第二号もしくは第二項第二号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第二号もしくは第二項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条の規定は、この条例の施行の日以後に特別償却設備を新設し、または増設した者について適用し、この条例の施行の前日に特別償却設備を新設し、または増設した者については、なお従前の例による。

福井県核燃料税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三十三号

福井県核燃料税条例の一部を改正する

条例

福井県核燃料税条例（平成二十八年福井県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に、「確認」を「廃止措置の終了の確認」に、「確認を」を「廃止措置の終了の確認を」に改め、同項第二号中「第四十三條の三の十一第一項の規定による使用前検査」を「第四十三條の三の十一第三項の規定による使用前事業者検査の確認」に、「原

子炉等規制法による使用前検査」を「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認」に、「および電気事業法」を「を受けたことおよび電気事業法」に、「のいずれにも合格する」を「に合格したことのいずれにも該当する」に、「使用前検査に合格した日または」を「使用前事業者検査の確認を受けた日または」に、「使用前検査合格日」を「使用前検査終了日」に改め、同項第三号中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に改め、同項第四号中「確認」を「廃止措置の終了の確認」に改め、同項第五号中「原子炉等規制法による使用前検査」を「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたこと」に、「使用前検査の合格した日」を「使用前検査に合格したことのいずれにも該当する」に、「使用前検査合格日」を「使用前検査終了日」に改め、同項第六号中「原子炉等規制法による使用前検査」を「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたこと」に、「使用前検査の合格したことのいずれにも該当する」を「使用前検査に合格したことのいずれにも該当する」に、「確認」を「廃止措置の終了の確認」に、「使用前検査合格日」を「使用前検査終了日」に改める。

第七条第一項第二号中「確認」を「廃止措置の終了の確認」に改める。

第十条第一項第一号中「使用前検査合格日」を「使用前検査終了日」に改め、同項第二号中「第四十三條の三の十五の規定による施設定期検査」を「第四十三條の三の十六第二項の規定による定期事業者検査」に、「当該施設定期検査」を「当該定期事業者検査に係る原子炉等規制法第六十一条の二の第二項第一号の規定による実施状況の検査」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号。次項において「改正原子炉等規制法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第六条第二項第一号、第三号および第四号の改正規定、同条第二項第六号の改正規定(「確認」を「廃止措置の終了の確認」に改める部分に限る。)ならびに第七條第一項第二号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正原子炉等規制法附則第七條第一項の規定の適用を受ける発電用原子炉に対するこの条例による改正後の福井県核燃料税条例第六條第二項第二号、第五号および第六号ならびに第十條第一項第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條第二項第二号	原子炉等規制法第四十三條の三の十一第三項の規定による使用前事業者検査の確認(以下「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認」という。)を受けたこと	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第三條の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三條の三の十一第一項の規定による使用前
-----------	--	---

第六條第二項第二号	原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けた日または電気事業法による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査終了日」という。)	改正前の原子炉等規制法による使用前検査に合格した日または電気事業法による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査合格日」という。)
第六條第二項第五号	使用前検査終了日から受けたこと	使用前検査合格日からしたこと
第六條第二項第六号	原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたこと	改正前の原子炉等規制法による使用前検査に合格したこと
第十條第一項第一号	使用前検査終了日から	使用前検査合格日から

ふくい健康の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三十四号

ふくい健康の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
 次のように改正する。

別表第一健康スポーツ公園の項中「午後六時まで」の下に「(スケートパークについては、午前九時から午後九時まで)」を加える。

別表第三健康スポーツ公園の部に次のように改める。

健康スポーツ公園																			
専 用				施 設															
運動 多 目的 広 場		メ ー ト ラ ク ク		四 百		テ ニ ス		ク パ ー ス ポ ー ツ											
								中 学 生 以 下				高 校 生 ・ 大 学 生				一 般			
半 面 一 時 間	全 面 一 時 間	全 面 一 時 間	一 面 一 時 間	券 利 用	定 期 三 月	り 六 枚 つ づ	回 数 券 一 組	一 人 一 回	券 利 用	定 期 三 月	り 六 枚 つ づ	回 数 券 一 組	一 人 一 回	券 利 用	定 期 三 月	り 六 枚 つ づ	回 数 券 一 組	一 人 一 回	
																			六 月
三 三 〇	六 四 〇	八 四 〇	二 二 〇	三 、 五 〇 〇	二 、 〇 〇 〇	五 〇 〇	一 〇 〇	七 、 〇 〇 〇	四 、 〇 〇 〇	一 、 〇 〇 〇	二 〇 〇	一 四 、 〇 〇 〇	八 、 〇 〇 〇	二 、 〇 〇 〇	四 〇 〇				
				<p>1 四百メートルトラックおよび多目的運動広場については、専用しない場合、無料とする。</p> <p>2 四百メートルトラックには、フィールドが含まれるものとする。</p>															

別表第三備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。	
テニス用具	ラケット一本
二二〇	
ゴルフ用具	一セット
三二〇	

4 「高校生・大学生」とは、高等学校、大学またはこれらに準ずるものに在学する者をいう。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三十五号

福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福井県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福井県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号口を次のように改める

口 脳神経内科

。 第二条第三項第二号口を次のように改める

口 脳神経内科

附則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

平成三十年七月十三日印
平成三十年七月十三日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社印刷所

☎三三三二番